

2月18日(月)～3月15日(金)

市・県民税の申告は 正しくお早めに

※確定申告をした人は、市・県民税の申告をする必要はありません

市民税課 216-1173～1176(直通)	桜島支所税務課 293-2348(直通)
谷山支所税務課 269-8421(直通)	喜入支所税務課 345-3759(直通)
伊敷支所税務課 229-9736(直通)	松元支所税務課 278-5416(直通)
吉野支所税務課 244-7392(直通)	郡山支所税務課 298-2115(直通)
吉田支所税務課 294-1213(直通)	東桜島支所税務係 221-2111(代表)

市・県民税申告 臨時受付場所一覧表

受付時間 A...9時30分～12時 B...13時30分～16時 C...9時～10時
D...10時～11時30分 E...10時30分～12時 F...9時30分～11時45分

会場	受付日	時間	会場	受付日	時間
本庁管内	紫原福祉館	2月26日(火)	桜島支所管内	桜峰校区公民館	2月18日(月)
	田上福祉館	2月27日(水)		武地域公民館	2月19日(火)
	武岡福祉館	2月28日(木)		小池地域公民館	2月20日(水)
	真砂福祉館	3月1日(金)		赤水地域公民館	2月21日(木)
谷山支所管内	錫山校区公民館	2月26日(火)	喜入支所管内	瀬々串校区公民館	2月18日(月)
	坂之上福祉館	2月26日(火)		中名校区公民館	2月19日(火)
	桜ヶ丘福祉館	2月27日(水)		一倉校区公民館	2月20日(水)
	平川福祉館	2月28日(木)		前之浜校区公民館	2月21日(木)
	福平福祉館	2月28日(木)		生見校区公民館	2月22日(金)
	茂頭公民館	3月1日(金)		四元集会施設	2月19日(火)
	谷山北公民館	3月1日(金)		直木公民館	2月20日(水)
伊敷支所管内	犬迫校区公民館	2月20日(水)	松元支所管内	春山公民館	2月21日(木)
	かごしま中央農協皆与志支店	2月21日(木)		仁田尾後自治公民館	2月22日(金)
	小山田コミュニティセンター	2月22日(金)		常盤コミュニティセンター	2月19日(火)
吉野支所管内	川上福祉館	2月26日(火)	郡山支所管内	本岳ふれあいセンター	2月19日(火)
	西下公民館	2月20日(水)		西有里研修館	2月20日(水)
	吉田校区コミュニティセンター	2月21日(木)		東部研修館	2月21日(木)
吉田支所管内	本名校区コミュニティセンター	2月22日(金)	東桜島支所管内	花尾コミュニティセンター	2月22日(金)
	宮校区コミュニティセンター	2月25日(月)		野尻町公民館	2月18日(月)
	大原地区公民館	2月26日(火)		持木町公民館	2月18日(月)
	牟礼校区コミュニティセンター	2月27日(水)		宇土集会場	2月19日(火)
				園山公民館	2月20日(水)

申告が必要な人

今年1月1日現在、市内に住所がある人で、次のいずれかに該当する人。

- 前年中に、営業・農業・不動産・配当・生命保険の一時金などの所得があり、所得税の確定申告をする必要がない人 ※前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の所得税の確定申告が不要な人でも市・県民税の申告が必要となる場合があります
- 収入のなかった人(控除対象配偶者や扶養親族を除く)
- 勤務先から給与支払報告

書が市に提出されていない人

後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上の人)が65歳以上で一定の障害のある人で、無年金者、障害年金・遺族年金の受給者など所得の確認ができない人

- 障害者控除、寡婦(寡夫)控除を受ける人
- 本市に住居登録がなく市内に家屋敷マンション・アパート・借家などは含み、他人に貸してあるものは除く)を持ち、市内に妻子を残して市外に単身赴任している人
- 市役所本館2階講堂、各支所の税務係) 2月

申告に必要なもの

申告書(申告が必要と思われる人)には今月上旬に申告書を発送します)

- 申告書(申告が必要と思われる人)には今月上旬に申告書を発送します)
- 源泉徴収票
- 印鑑(認印)

18日(月)～3月15日(金)の8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)

臨時受付場所は左表のとおり

申告書を郵送するときは必要事項と連絡先を記入し、関係書類を添えて送付してください

- 営業や不動産などの収入や必要経費を確認できる書類(固定資産税納税通知書兼領収書・帳簿類など)
- 前年中に支払った社会保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの支払証明書(領収書など)
- 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

納税お知らせセンターからの納付の呼びかけ

市では納税お知らせセンターを設置して、市税などの納付期限が過ぎ、督促状の発送後も未納付の人に電話で納付を呼びかけています。

納付呼びかけ内容

- 市税
- 国民健康保険税、夜間急病センター使用料、介護保険料、保育料、児童クラブ保護者負担金、母子寡婦福祉資金貸付金、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、奨学資金貸付金、給食費など
- 時間 平日9時～20時 土・日曜日、祝日9時～

【納税課216・1191、特別滞納整理課216・1195】

相続などによる生命保険などの年金の市・県民税や国保税相当額の特別還付

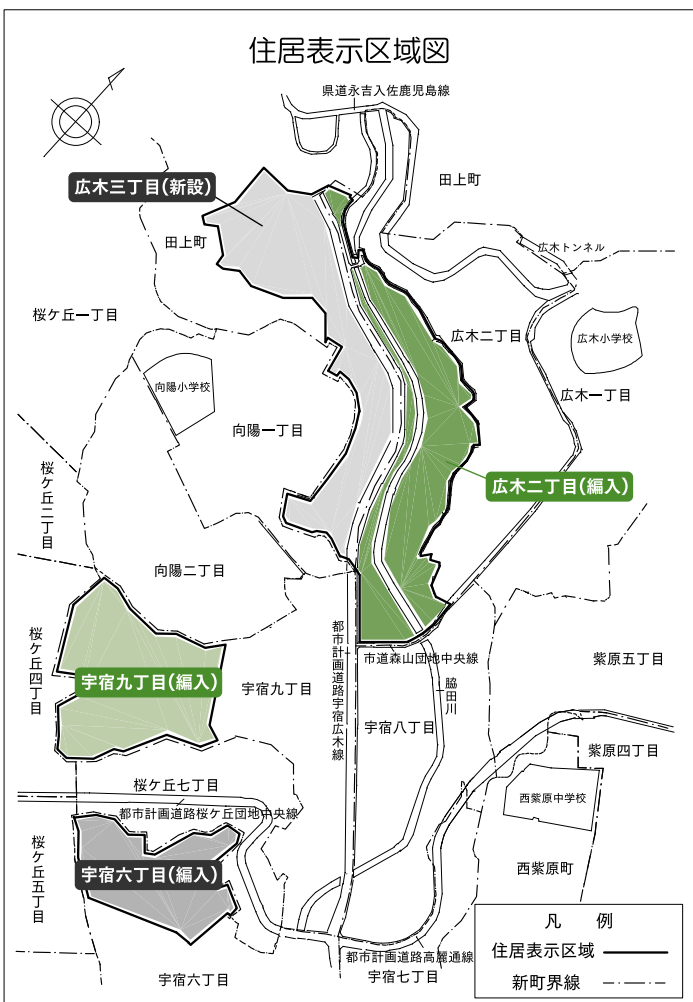
平成13年度分以後の、納めすぎとなった市・県民税、国民健康保険税に相当する額の特別返還金の請求期限は、3月31日までです。
詳しくは市民税課216・1173、国民健康保険課216・1229へ

2月18日から 広木三丁目の新設など

田上町と宇宿町の一部の住居表示が「田上(宇宿)町●番地」から「広木(宇宿)●丁目●番●号」に変わります。宇宿六丁目・九丁目、広木二丁目に隣接する宇宿町と田上町の区域は、右図のようにそれぞれ編入します。

- 今月18日以降は新住所を使ってください
- 住所変更の手続き
- ◇住民票などの市役所の各種台帳は不要
- ◇運転免許証や預金通帳などは各自で手続きが必要
- ◇手続きに必要な証明書は今月18日以降に発行(無料)
- 住居表示実施区域で、新築・増改築したときは必ず届け出をしてください

【土地利用調整課 216-1384】



凡例
住居表示区域
新町界線